

住宅建設等に対する助成金制度

住宅建設等助成制度

将来にわたり安平町に生活基盤を置くことを促進する助成金です。安平町に自己が居住するための住宅を建設する方が対象です。住宅完成後、世帯主の方から申請が必要です。

① 住宅建設奨励助成金

安平町で住宅を建築又は築2年以内の住宅を購入した方へ

町分譲地
20万円分
その他
10万円分
の町ポイント

② 転入奨励助成金

①に該当する方で安平町に定住を前提に住宅を建築し、町外から転入した方へ

町分譲地
20万円分
その他
10万円分
の町ポイント

③ 子育て助成金

②に該当する転入奨励助成金を受け取る世帯で、15歳以下(中学生まで)のお子さんがある世帯

1世帯につき
10万円分
の町ポイント

※ポイント：町内加盟店で利用できる「ポイントあびら」
※キャンペーン販売は対象外

申請の流れ

安平町

世帯主の方

住宅受け渡し後

申請書受理
交付決定書交付

請求書受理
支出決定

住宅建設奨励助成金等
交付申請

交付決定書受領
請求書の提出

窓口にて
「ポイントあびら」交付

提出書類

- ① 土地・建物の全部事項証明書(写し)
- ② 建築基準法の規則による検査済書(写し)
- ③ 建物売買契約書(写し)
- ④ 全世帯分の住民票
- ⑤ 定住確約書

○安平町定住
促進条例



問合せ



政策推進課

TEL: 0145-22-2751

Mail: abira-ijuu@town.abira.lg.jp

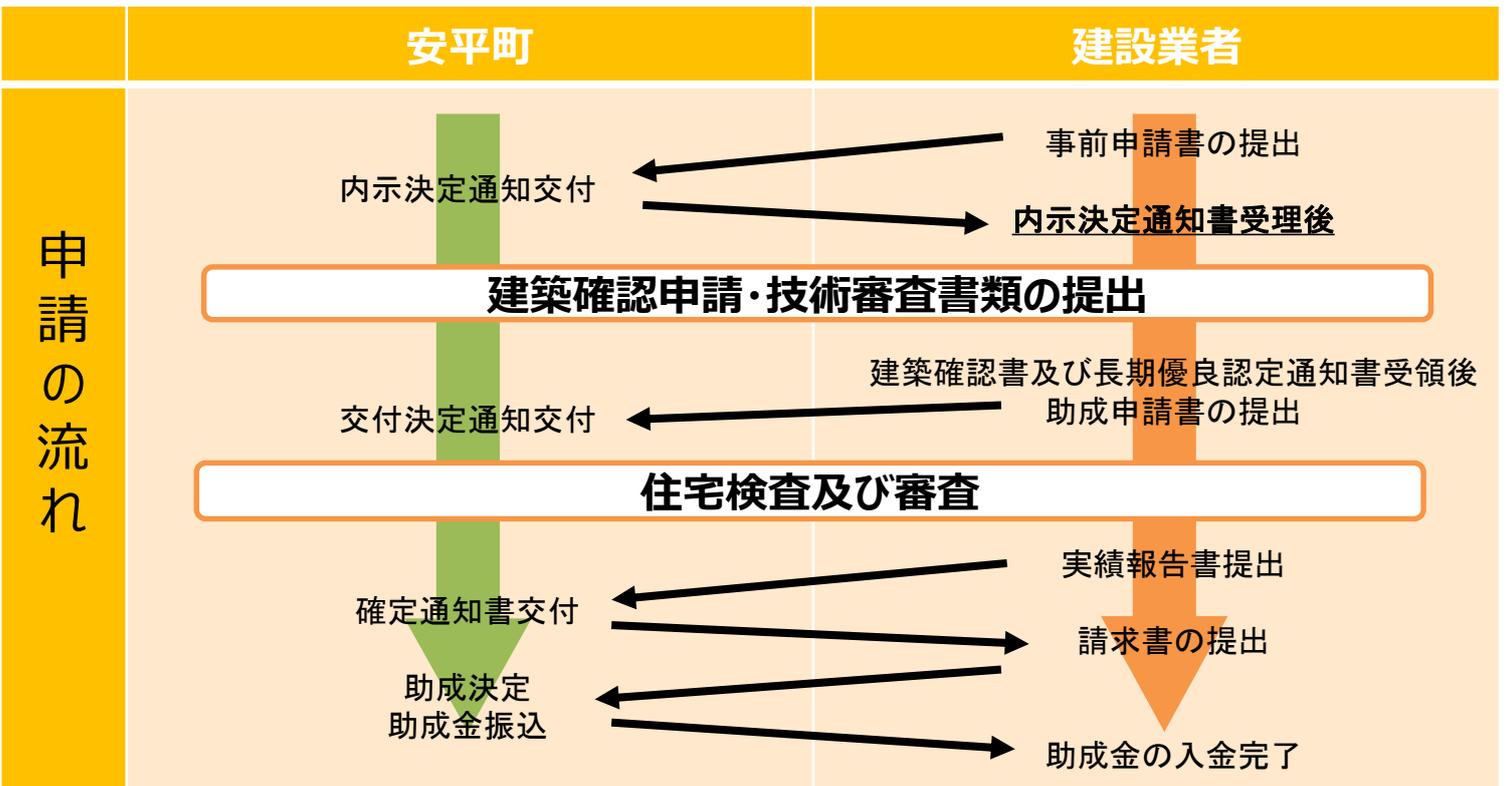
安平町
移住プロモーション
ホームページ



長期優良住宅建設助成金

下記の条件に合致する長期優良住宅を建設する建設業許可を有する会社へ下記の助成金額を建築費助成として助成します。**建設業者から住宅建設前に事前申請が必要です。** ※当助成内示決定を受ける前に建築確認申請を提出され、又工事着工されている長期優良住宅については、当助成事業の対象外です。

条件	
定義	1. 長期優良住宅の定義として 長期優良住宅の認定基準に規定する次に掲げる項目の数値又は措置を講ずる住宅。 ※詳細については下記QRのサイトでご確認ください。 2. その他定義（規則での定義付け） 建設業法（昭和24年法律第100号）の建設業であり、建築工事業の許可を有している会社。
助成金額	①町営若草団地 3,300千円 ②ラ・ラ・タウン・おいわけ 2,500千円 ※キャンペーンでの購入は対象外
助成対象者	助成金の交付を受けることができる者は、下記に定める町営分譲宅地において、事業開始現在で町が分譲販売している区画において、建設業の許可を有している会社において、長期優良住宅を建設する建設業者であり、次のいずれにも該当するものであること。 ①公租公課に滞納がないこと ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと ③町が分譲販売している区画 ※対象の区画については、問い合わせください。 a) ラ・ラ・タウン・おいわけ b) 町営若草団地
その他	①建設助成認定決定を受ける前に建築確認申請を提出され、又工事着工されている長期優良住宅については、当助成事業の対象外とする。 ②事業実施に伴い、安平町商工業者等の積極的な活用に努めること。また、資材の調達等に関して、地元資材・製品の優先的な使用に努めること。



国土交通省
長期優良住宅



北海道
長期優良住宅
建築等計画



安平町
長期優良住宅建設
助成金交付要綱

